

公益社団法人 日本磁気学会

細則

昭和59年 5月25日制 定
平成 元年 5月22日改 定
平成 4年12月18日改 定
平成 8年 3月12日一部改定
平成10年 5月 8日一部改定
平成13年 7月24日一部改定
平成13年11月20日一部改定
平成16年 7月21日一部改定
平成17年 1月17日一部改定
平成18年 1月24日一部改定
平成19年 9月25日一部改定
平成19年10月 1日一部改定
平成24年 1月26日一部改定

第1章 目 的

第1条 この規則は公益社団法人日本磁気学会定款に定める事業および管理業務の円滑な実施を図る事を目的とする。

第2章 会 員

第2条 会員は別途定める規定により、(1) 正会員、(2) 賛助会員、(3) 学生会員、(4) 名誉会員の4種とする。
(公益社団法人 日本磁気学会 会員規定第2条)

第3条 正会員および学生会員として入会を希望する場合は別途定める規定により入会申込書（電磁的方法を含む）に所定の項目を記入し、会長あてに提出しなければならない。

- 2 賛助会員として入会を希望する場合は事務局より送付される入会申込書に所定の項目を記入し、会長あてに提出しなければならない。
- 3 事務局は、入会申込書を受領しかつ会費納入を確認した時点で、申込者に会員番号を通知する。その時点で会員と同等の権利を付与する事とする。
- 4 提出された申込書は別途定める規定に基づき理事会で審査、承認する。

第4条 会員となる法人または個人は、この法人の活動に賛同する法人あるいは個人であると同時に、この法人の永続的存続に貢献する意欲を必要とする。

第5条 名誉会員候補者は、理事会で審議し総会の承認を得て名誉会員となる。

2 名誉会員の推薦基準は下記のとおりとする。

- 1) 前または元会長で、65才以上の会員
- 2) 前または元副会長で、70才以上の会員
- 3) 学会賞受賞者で、65才以上の会員
- 4) 業績賞受賞者で、70才以上の会員
- 5) 磁気分野の業績で文化勲章または文化功労者の顕彰を授けられた会員
- 6) 磁気分野で学士院賞等を授賞し、本学会に功績顕著な者で、かつ65才以上の会員
- 7) 前1)～6)項に準ずる業績および功績のある者

3 名誉会員の権利と義務は別途定める規定による。

(公益社団法人 日本磁気学会 会員規定第9条)

第6条 会員としての資格は理事会が入会を承認した日に始まり、理事会承認により退会の手続きを完了した日、又は除名処分の決定された総会開催日に終わる。

2 事務局は、会費の入金を確認して会員番号付与し通知する。これは理事会承認までの仮会員として会員資格の先行執行とする。

3 理事会で入会が不承認となった場合には会員番号および会員資格は無かったものと見なし、会費は返納する。

第7条 会員の権利と義務は会員規定第9条に定める。

第3章 会 費

第8条 この法人の入会金は、次のとおりとする。

(1) 正会員 1,000円

(2) 学生会員 500円

2 この法人の会費は平成17年度以降、次のとおりとする。

(1) 正会員 年額10,000円

(2) 賛助会員 年額1口、50,000円以上

(3) 学生会員 年額5,000円

ただし、学会誌の送付を希望しない場合は年額3,000円とする。

3 本学会存続年数の4分の3以上在籍し、収入を伴う常勤の職を持たない60歳以上の正会員は、年会費の減免を年度の始まる前に理事会に申請することができる。減免後の会費は年額3,000円とする。

4 名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。

5 既納の入会金および会費は、いかなる事由があっても返還しない。但し、理事会で入会が不承認となった場合にはこの限りではない。

- 6 会員の種別を変更する場合は入会金を要しない。但し、賛助会員からの変更は、この規程は適用しない。

第9条 会員は毎年度分（4月から翌年3月まで）の会費を新年度の始まる前月末（3月末日）までに納入しなければならない。新年度に第7条3項の条件を満たす正会員で、会費減免を希望する者は、減免後の会費を納入する。但し、理事会において会費減免対象者として承認されなかった場合は、正規の会費との差額を新年度の6月末日までに納入しなければならない。

なお、賛助会員に限って会費の納入を新年度の6月末日までに延期することができる。

第10条 会費を前年度末日（3月末日）までに未納の場合には4月以降の学会誌の発送および電磁的情報の配信を停止する。

- 2 未納会費を完納した場合には、発送停止した期間の学会誌をまとめて送付する。

しかし、学会誌の在庫数量によっては配布できないことがある。

- 3 会費の滞納が2年以上に及ぶ場合、会員の資格を放棄したものとみなし、理事会の承認を得て、自動退会の手続きを取る。

第4章 役員（理事・監事）

第11条 理事は理事会の決議にもとづき、この法人の中に設置される総務、財務、企画、編集、広報および国際化などの委員会の会務を分掌する。

- 2 各委員会委員長は、会長が理事の中より委嘱する。

第12条 理事は定款第5章第1節第26条により理事会に出席し、自己の分担執行する業務執行状況を報告しなければならない。

（公益社団法人日本磁気学会理事会規定第3章第5条）

第13条 監事は理事会に出席し、理事の職務執行状況を監査する。また、必要と認められるとき意見を述べる事が出来る。

第5章 事業

第14条 この法人は定款第1章第4条に示す事業執行のために総務、財務、企画、編集、広報および国際化などの委員会を定常的に設置する。また適宜、理事会の承認のもと会務執行に必要な委員会および Working Group(WG)を設置する事が出来る。

- 2 WGは、関連委員会の下部組織として該当委員会担当理事職掌もとで実務を担当する。

- 3 各委員会は、委員長、幹事および委員若干名をもって構成する。

会長は正会員より各委員若干名を選出し、各委員会の実務を委嘱する。

これに伴い、委嘱状を会長名で発行する。委員長は理事が兼務することとする。

- 4 WGは、該当委員会担当理事職掌のもと幹事および委員を任命する。
- 5 各委員会職務執行に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第15条 この法人は定款第4条（1）に定める事業を遂行するために、

- (1) 学術講演会を年1回開催する。
 - (2) 各種専門分野に関する研究会を年5回程度開催する。
 - (3) 必要に応じて各種専門研究会を設けることができる。
 - (4) 公開講演会、初等磁気工学講座およびサマースクールなどを開催する。
 - (5) 岩崎コンファレンスを開催する。
 - (6) その他この法人の目的を達成するために会議および研究会を開催する。
- 2 各事業の内容、開催地および開催期間等の企画立案実施は、企画委員会規定、国際会議処理要領およびその他この法人の定めるところによる。

第16条 この法人は定款第4条（2）に定める事業を遂行するために、

- (1) 学会誌（論文誌）、学会報および関連図書を発行する。
論文誌として年6回以上 Journal of the Magnetism Society of Japan を、
会報誌として年6回「まぐね」（英文名 Magnetism Japan）を発行。
 - (2) Journal of the Magnetism Society of Japan には原著論文を、
会報誌「まぐね」には資料、総合報告、解説、本会の事業報告、その他会員の
参考になる事項を掲載する。
 - (3) 学会誌および学会報の発行業務は公益社団法人日本磁気学会編集委員会規
定に定めるところによる。
 - (4) 学会誌および学会報は、正会員、名誉会員、希望する学生会員および賛助
会員に送付する。賛助会員への送付冊数は加入口数を限度とする。
 - (7) 学会誌への投稿は、公益社団法人日本磁気学会投稿規定に定めるところによ
る。
- 2 上記事業の業務は、公益社団法人日本磁気学会編集委員会規定およびその他こ
の法人の定めるところによる。

第17条 この法人は定款第4条（3）に定める事業を遂行するために、

- (1) 磁気関連技術情報の収集を行い、その成果をホームページに掲載すると
ともにメールマガジンを発行する。
 - (2) 磁気関連研究の推進を行うことが出来る。
- 2 上記事業の業務は、公益社団法人日本磁気学会広報委員会規定およびにその他
この法人の定めるところによる。

第18条 この法人は定款第4条（4）に定める事業を遂行するために、

- (1) 優れた研究業績や学会に大きく貢献した業績などに対してその功労を顕彰する。表彰は、学会賞、業績賞、優秀研究賞、論文賞、学術奨励賞、学生講演賞、技術功労賞、新技術・新製品賞、出版賞および学会活動貢献賞などである。
 - (2) 表彰状の授与は、毎年、秋季学術講演会表彰式で行い、受賞者名やその業績は学会報に受賞者記事として掲載するとともにホームページに掲載する。
 - (3) 受賞対象は、技術功労賞、新技術・新製品賞および出版賞を除く各賞は会員に限られているが、会員となるには制限がない。
- 2 学会賞、業績賞、優秀研究賞、論文賞、学術奨励賞、学生講演賞、技術功労賞、新技術・新製品賞、出版賞および学会活動貢献賞の各賞は、次の趣旨に合致した者を理事会の議決により表彰する事が出来る。
- (1) 磁気に関する学理および応用の研究を通して学会の発展に特別の功労があった者に学会賞を授与する。
 - (2) 磁気に関する学理および応用に関する一連の研究を通して学術の発展に多大な功績があった者に業績賞を授与する。
 - (3) 磁気に関する学理及び応用研究の進展に大きく寄与する優れた研究功績を挙げた者に優秀研究賞を授与する。
 - (4) 磁気に関する学理および応用に関する研究を通して学術の発展に大きな貢献をする論文の著者で、原則として表彰を受ける年度の2年前の6月から表彰を受ける年度の5月までの間に日本磁気学会誌(まぐね)あるいは **Journal of the Magnetism Society of Japan** に発表された原著論文の著者全員に論文賞を授与する。
 - (5) 磁気に関する学理および応用に関する出版を通して学術の発展に大きな貢献をする出版物の著者全員に出版賞を授与する。
 - (6) 磁気に関する学理および応用に関する研究を通して学術の発展に大きな活躍が見込まれる会員で次の各号全てに該当する者に学術奨励賞を授与する。
 - イ 表彰を受ける前年度の日本磁気学会学術講演会において、優秀な内容の講演を行った登壇者であること。
 - ロ 学術講演会開催年度の4月1日現在において35歳以下であること。
 - ハ 学術奨励賞を受賞したことがないこと。
 - ニ 学術講演会開催後、表彰を受ける年度の5月までに発行された日本磁気学会誌に、その講演に関する原著論文が掲載され、筆頭著者が登壇者であること。
 - ホ 同一の論文が論文賞と学術奨励賞に選ばれた場合は、論文賞を優先する。
 - (7) 表彰を受ける年度の日本磁気学会学術講演会において他の模範となる講演を行った学生会員の筆頭登壇者のうち、過去に学術奨励賞、学生講演賞を受賞したことの無い者に学生講演賞を授与する。

- (8) 磁気に関する学理及び応用に関連する新技術や新製品の開発に大きな貢献のあった者、または企業に新技術・新製品賞を授与する。
 - (9) 磁気に関する特定技術もしくは技能の確立に多大な貢献をした者に技術功労賞を授与する。
 - (10) 本会の活動実施にあたり、表彰を受ける年度および前年度に大きな貢献があった個人または団体に学会活動貢献賞を授与する。
- 3 各表彰事業については会長に委嘱された選考委員会で審議し、候補者を決定し、理事会での審議を受ける。
- 4 上記事業の業務は、表彰規程および総務委員会規定などにその他この法人の定めるところによる。(表彰規程、各種内規)
- 5 各受賞者へは次のものを贈呈する。
- (1) 学会賞 表彰盾
 - (2) 業績賞 表彰盾
 - (3) 優秀研究賞 表彰状
 - (4) 論文賞 表彰状
 - (5) 学術奨励賞 表彰状、副賞(図書券)
 - (6) 学生講演賞 表彰状 副賞(図書券)
 - (7) 技術功労賞 表彰状
 - (8) 新技術・新製品賞 表彰状
 - (9) 出版賞 表彰状
 - (10) 学会活動貢献賞 表彰状
- 6 学会賞、業績賞および優秀研究賞受賞者は、学会報に受賞業績に対する著述の機会が与えられる。

第19条 この法人は定款第4条(5)に定める事業を遂行するために、

- (1) 国内、国外の関連学協会と連絡および協力のもと、種々行事の共催、協賛を行う。
 - (2) AUMS(アジア磁気学会連合)の事業推進
- 2 上記事業の業務は、企画委員会規定および国際化委員会規定など別の定めによる。

第20条 この法人は定款第4条(6)に定める事業は、細則第14条、第15条、第16条、17条および18条に規定されない事業で、この法人の目的を達成するために必要な事業をいう。

- 2 上記事業はこの法人の総力を挙げて実施する事業であり、理事会が主導し担当理事および担当委員会を設定し本会の横断的活動により推進する。

第6章 会議

第21条 この法人の会議は次のものをいう。

- (1) 総会
 - (2) 理事会
 - (3) 委員会
 - (4) 懇談会
 - (5) その他、この法人の業務遂行に必要な会議
- 2 総会はこの法人の最高決議機関であり、定款第4章に定める諸事項の審議、承認を行う。
- 3 理事会は定款第5章第2節に定めるこの法人の第2の決議機関であり、事業および会運営方針を定める。理事会の業務は、定款第5章第2節および理事会規定に基づく。
- 4 委員会は理事会の決定に基づき、定款第1章第4条に定める業務を執行する機関である。事業遂行は別途定める委員会規定および内規など別途の定めるところによる。
- 5 この法人の懇談会は次のものをいう。
- (1) 名誉懇談会
 - (2) 顧問懇談会
 - (3) 賛助会員懇談会
 - (4) その他、この法人の業務及び運営に関する意見交換会
- 懇談会企画および開催は、総務委員会規定、総務委員職務規程などの別途定めるところによる。
- 6 上記の定義に属さない、この法人運営に必要な会議は適宜開催する事が出来る。会議の議事録を作成し担当理事が理事会で報告するものとする。

第7章 感謝状・謝礼・表彰

第22条 この法人に金銭または物件を寄付した者には別途定める規定により感謝状を贈呈することができる。

第23条 この法人の主催する講演会の講演者、学会誌の投稿者等には、別途定める規定によりこの法人の刊行物または謝礼を贈呈することができる。

第24条 本章に定める感謝状・謝礼その他のものは理事会の決議により会長がこれを施行する。

第25条 その他この法人の事業に対し特に貢献のあった者を、理事会の議決により表彰する事ができる。

第8章 細則の改廃

第26条 本細則は理事会の議決を経て改廃することができる。